

議案第3号

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年2月28日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

使用料の減免について、他の施設の減免規定との整合を図ることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成12年二宮町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（使用料の減免）

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、規則の定めるところにより使用料を減免することができる。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の規定により許可された使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

(議案第3号) 二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(使用料の減免)</u>            第9条 前条第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、規則の定めるところにより使用料を減免することができる。</p>	<p><u>(使用料の減免)</u>            第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>町が直接使用するとき</u></li> <li>(2) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する町内の児童福祉施設が本来の目的に使用するとき</u></li> <li>(3) <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき</u></li> <li>(4) <u>本町の住民で生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により扶助を受けている者が使用するとき</u></li> <li>(5) <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又は都道府県知事等から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用するとき</u></li> <li>(6) <u>本町の住民が展示ギャラリー1及び展示ギャラリー2を展示を目的として使用するとき</u></li> <li>(7) <u>ホールを使用する者が、同時にイベント広場を主催者駐車場として使用するとき。</u></li> <li>(8) <u>ホールを使用する者が、リハーサルのために別表2に定める付帯設備等を使用するとき。</u></li> <li>(9) <u>前各号に掲げる場合の他、教育委員会が特に必要があると認めるとき</u></li> </ol>